

# 日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務委託 仕様書

## 1.業務の名称

日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務委託

## 2.業務履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月17日までとする。

## 3.業務内容

本市上下水道事業は市民の暮らしを支え、ライフラインとして重要な役割を担っているが、施設の老朽化に伴う更新費用の増大や、人口減少、節水意識の浸透による料金収入の減少等により、事業の経営環境は厳しさを増している。また、平成21年度には水道課と下水道課を統合し、事務の効率化を図るために人員の削減を行っている一方で、今後の主要施設の更新、漏水事故等の突発対応、激甚化する自然災害への対応等を踏まえると、人員確保と技術継承が課題となってくる。

このような中、ヒト・モノ・カネの各方面における課題へ対応し、将来にわたって持続可能な上下水道事業を運営していくには、民間活力や民間資金を最大限活用できる包括的民間委託やコンセッション等の更なる活用による事業運営を検討する必要がある。

そのため、本業務では、これまでの維持管理業務及び建設改良事業の実施体系を調査し、以降の検討などで活用する情報及び関連データの収集・整理、将来見通しの分析、現地確認等を行い、本市上下水道事業運営等における課題を整理し、PPP/PFI手法を含めた対応策などについて検討を実施するものとする。

### 1) 資料の収集・整理

収集すべき資料及び分析する情報は以下を基本とし、具体的内容については協議の上で決定していく。

#### ①各種情報の収集・整理

上位計画、関連計画、各種諸元、アセットマネジメント・ストックマネジメント等に関する情報の収集・整理を行う。

#### ②現状及び将来見通し

- ・水需要実績の整理
- ・水需要予測の実施
- ・流入予測水量等に関する現状分析
- ・維持管理に関する現状分析
- ・現状及び将来見通しの分析

#### ③現地踏査

既存の各種情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒアリングを行う。

## 2) 現状分析・課題洗い出し

施設・財務・人材等の観点で現状を分析し、現状分析結果及び現場の課題意識を取りまとめる。現状分析において主に確認すべき事項、確認項目等については以下のとおりとする。

### ①現状分析（ヒト、モノ、カネの現状分析）

ヒト（人材）、モノ（施設）、カネ（財務）等の現状を分析し、各方面における課題を抽出する。現状分析において主に確認すべき事項、確認項目等については以下のとおりとする。

- ・事業環境
- ・施設（各施設の劣化及び投資状況、事故発生状況・施設の課題）
- ・組織・人員（職員数、技術者数、職務内容、委託状況）
- ・決算書、予算書
- ・その他（デジタル（DXの推進等）、脱炭素（カーボンニュートラル）、他分野連携（肥料利用）、広域化／バンドリング等）

### ②現状業務の実施状況と今後の方針

現状の委託方式（単年度、複数年包括などの区分）及び委託範囲（運転、点検、修繕）を整理する。併せて今後における委託範囲や法式変更の有無を確認し、将来計画における市としての委託方針を決定する。

### ③課題洗い出し

- ・将来的な課題の洗い出し
- ・解決すべき課題の整理
- ・重要度と対応期間の設定

## 3) 対策方策と業務分類の検討

各課題に対する対応策、対応可否、対応時期を整理し、対応する課題に対して直営対応とするか、PPP/PFI手法で対応するかを整理する。

### ①対応策(案)の抽出

- ・支出抑制施策
- ・収入改善施策

### ②課題への対応方針の整理

施設・財務・人材等の観点から現状を分析し、現状分析結果及び現場の課題意識並びに将来見通しなどを考慮した上で、PPP/PFIによる課題への対応方針を対応策整理表に取りまとめる

## 4) 照査

業務を施行する上で関係法令・規則及び技術資料等の諸情報を活用し、十分な検討を行うことにより、PPP/PFIの導入効果全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施し、成果物に誤りがないよう努める。

- ・資料の収集・整理に関する照査
- ・現状分析・課題洗い出しに関する照査
- ・対策方策と業務分類の検討に関する照査

#### 5) 報告書作成

報告書作成では、本業務で収集した資料、課題及び対応方針等に係る各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。

#### 6) 設計協議

中間打合せは、業務の重要な区切りにおいて行う。一般的な業務における中間打合せは3回とするが、業務の規模・内容等を考慮して回数を増減する。

### 4.業務の進め方

各業務内容の実施中において、受託者と委託者は、定期的な打合せを設定し、具体的な業務内容と進捗管理を行う。なお、受託は打合せ内容を作成し、委託者に対して速やかに提出する。

### 5.受託者の義務

受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的や趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書および関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書に定めがない事項については、本市担当課と協議し、決定する。

### 6.秘密の保持

本業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 7.検査（成果品）

受託者は、成果品に引き渡しにあっては期限を遵守し、かつ本市の検査を受けなければならない。なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが判明された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

各業務において作成した成果品と成果品を作成するのに使用した基礎データは、全て委託者に提出する。なお、受託者は委託者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

### 8.委託料の支払

受託者は、本市の検査合格の通知を受けた時は、書面により日置市上下水道課に請求するものとする。